

平成16年 2月 6日

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎

(1) 認定有効期間の範囲の改正、(2) 介護認定審査会の1合議体あたり委員定数の運用について、要介護認定事務の見直しが行われる予定である旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1) 認定有効期間について（下表のとおり）

	現 行		改正後		備 考
申 請	原 則	範 囲	原 則	範 囲	
新 規	6月間	3～6月間	6月間	3～6月間	
更 新 (要支援認定の更新)	6月間 (6月間)	3～12月間 (3～12月間)	12月間 (12月間)	3～24月間 (3～12月間)	・13-24月間とする場 合の考え方は通知 にて示す ・みなし更新を含む
区分変更	6月間	3～6月間	6月間	3～6月間	

介護認定審査会の1合議体あたりの委員定数の弾力的運用について、別途通知にて示す。(政令改正は行わない)

1) 施行日 平成16年4月1日施行予定

施行日（平成16年4月1日予定）以降に受理した更新認定申請から適用することとする。



(介52)

平成16年1月27日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

青井 禮子



要介護認定事務の見直しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省老健局老人保健課より、要介護認定事務の見直しについて、事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本件に関しては、先日開催致しました「第9回都道府県医師会介護保険担当理事連絡協議会」におきましてもご説明致しました通り、(1)認定有効期間の範囲の改正、(2)介護認定審査会の1合議体あたり委員定数の運用について、要介護認定事務の見直しが行われる予定となっております。

つきましては、貴会傘下の地区医師会及び貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

敬具

<添付資料>

- ・「要介護認定事務の見直しについて」

(平成16年1月22日 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)





事 務 連 絡
平成 16 年 1 月 22 日

各都道府県介護保険主管課（室）
要介護認定担当者 殿

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定事務の見直しについて

介護保険制度及び老人保健福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のように要介護認定事務の一部を見直すことといたしましたので通知いたします。

この見直しに伴い、現在、認定支援ネットワークシステムの改修を行っており、改修したソフトの配布は、3月中旬を目途としておりますが、具体的な期日については追って御連絡いたします。

また、本見直しの具体的な取扱などについても、後日、通知等でお示しする予定です。

貴職におかれましては、本見直しへのご理解及び円滑な導入へのご協力並びに貴都道府県内市町村への周知方よろしくお願いいたします。

1. 見直しの概要

(1) 認定有効期間について（下表のとおり）

申請	現 行		改正後		備 考
	原 則	範 囲	原 則	範 囲	
新 規	6 月間	3 ～ 6 月間	6 月間	3 ～ 6 月間	
更 新 (要支援認定の更新)	6 月間 (6 月間)	3 ～ 1 2 月間 (3 ～ 1 2 月間)	1 2 月間 (1 2 月間)	3 ～ 2 4 月間 (3 ～ 1 2 月間)	・13-24 月間とする場合 の考え方は通知にて 示す ・みなし更新を含む
区分変更	6 月間	3 ～ 6 月間	6 月間	3 ～ 6 月間	

(2) 介護認定審査会の合議体定数について

介護認定審査会の1合議体あたりの委員定数の弾力的運用について、別途通知にて示す。(政令改正は行わない)

2. 施行時期

(1) 施行日

平成16年4月1日施行予定

(2) 適用範囲

施行日(平成16年4月1日予定)以降に受理した更新認定申請から適用することとする。

本件連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

川内、西村(秋)、河原、高橋、井川

電話 : 03-5253-1111 (内) 3947

FAX : 03-3595-4010

E-MAIL : igawa-shuuhei@mh|w.go.jp